

## 5 酒税率一覧表(平成18年5月1日～令和2年9月30日)

### 1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり	税率
○発泡性酒類(基本税率)		220,000円	
ビール		220,000円	
	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円	
発泡酒		178,125円	
	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)	178,125円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類		80,000円	
	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※)	80,000円	
○醸造酒類(基本税率)		140,000円	
清酒		120,000円	
果実酒		80,000円	
その他の醸造酒		140,000円	
○蒸留酒類(基本税率)		200,000円	
	21度以上	200,000円	
	21度未満	200,000円	
連続式蒸留焼酎		200,000円	
	21度以上	200,000円	
	21度未満	200,000円	
単式蒸留焼酎		200,000円	
原料用アルコール		370,000円	
ウイスキー		370,000円	
スピリッツ		370,000円	
○混成酒類(基本税率)		220,000円	
	21度以上	220,000円	
	21度未満	220,000円	
合成清酒		100,000円	
みりん		20,000円	
甘味フルーツ		120,000円	
	13度以上	120,000円	
	13度未満	120,000円	
粉末酒		390,000円	
雑酒		20,000円	
	みりん類似	220,000円	
	21度以上	220,000円	
	21度未満	220,000円	

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。  
 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)  
 (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。

- たんばく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルたんばく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維たんばく質分解物(とうもろこし、たんばく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カラムン及びカラメル)
- 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

### 2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり	税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円	8度を超える1度ごとに10,000円加算
ウイスキー	9度未満	80,000円	

### 3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。  
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	平成30年度	軽減割合		3年度	4年度
		令和元年度	2年度 ～9月 10月～		
清酒(連続式蒸留焼酎、(その他の蒸留焼酎)に該当するものに限る)(注1)	10%	10%	10%	10%	10%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	20%	20%	20%	20%	20%
合成清酒、発泡酒(注1)	10%	10%	10%	10%	10%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	
	15%	15%	15%	15%	

(注)1 東日本大震災により酒類の製造場に基大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和2年度)

- 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。
  - 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
  - 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%又は7.5%

酒税率一覧表(令和2年10月1日～令和5年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり	税率
〇発泡性酒類(基本税率)		200,000円	
ビール	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200,000円	
発泡酒	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)	167,125円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類	いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)(※)	108,000円	
	ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)	80,000円	
〇醸造酒類(基本税率)		120,000円	
清酒		110,000円	
果実酒		90,000円	
その他の醸造酒		120,000円	
〇蒸留酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
連続式蒸留焼酎		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
単式蒸留焼酎		370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
原料用アルコール		370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
ウイスキー		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
合成清酒		100,000円	
みりん		20,000円	
甘味料		120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
粉末		390,000円	
雑		みりん類似 20,000円 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	

(※) いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたもので、エキス分が2度以上のも又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。  
 ロ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル  
 ハ とらばねたんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維  
 コール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びガラムメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり	税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算	
ウイスキー	9度未満	80,000円	

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。  
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	平成30年度	令和元年度	軽減割合		3年度	4年度
			～9月	10月～		
清酒(連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、その他の発泡性酒類に限る)(注1)	10%	10%	10%	10%	10%	10%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	20%	20%	20%	20%	20%	20%
合成清酒、発泡酒(注1)	10%	10%	5%	5%	5%	5%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	15%	15%	7.5%	15%

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和2年度)

- 2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。
- 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
  - 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%又は7.5%

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和元年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)÷①
	容 量	アルコール分				
	ml	%	円	円	円	%
ビ ー ル	633	5.0	364	139.26	33.09	47.3
	350	5.0	228	77.00	20.73	42.9
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
その他の醸造酒 (発泡性)①	350	5.0	147	28.00	13.36	28.1
リ キ ュ ー ル (発泡性)①	350	5.0	147	28.00	13.36	28.1
清 酒	1,800	15.0	2,055	216.00	186.82	19.6
果 実 酒	720	11.0	649	57.60	59.00	18.0
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
ウ イ ス キ ー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

(注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度															令和 元
	昭和 45	55	平成 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	
ビ ー ル (大びん:633ml)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1
ウ イ ス キ ー (43度、700ml)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。